







# 7月は、固定資産税・都市計画税 第2期の納期です。

〜納付には、便利な□座振替を〜 ◆納税課Ⅲ(☎042-460-9832)

# **税・年金**など

## 市税、国民健康保険料(税)の 休日納付相談窓口

問7月5日出・6日田 午前9時~午後4時

場市税…納税課(田無庁舎4階) 国民健康保険料(税)…保険年金課(田無 庁舎2階) ※窓口は田無庁舎のみ

内市税、国民健康保険料(税)の納付お よび相談、納付書の再発行など

- ◆納税課Ⅲ(☎042-460-9832)

### 動産インターネット公売

市税などの滞納者が所有する財産につ いて、差し押さえなどの滞納処分を行っ ています。

このたび、市が差し押さえを行った動 産をインターネットにて公売(売却)しま す。公売による売却代金は、滞納となっ ている市税などに充当されます。

### □公売参加申込期間

7月7日(1)午後1時~22日(火)午後11時 □入札期間

7月29日以午後1時~31日休午後11時 ※入札には原則どなたでも参加できます。 公売財産および公売手続きの詳細は、7 月1日火より市mまたは納税課窓口で ご確認ください。

※公売は中止になることがありますので、 最新情報は市₩をご覧ください。

◆納税課Ⅲ

 $(\mathbf{m} 042 - 460 - 9834)$ 

### 国民健康保険料納入通知書を送付

平成26年度国民健康保険料納入通知 書を、7月中旬に世帯主の方へ送付します。 国民健康保険料は、皆さんが安心して医 療にかかるための貴重な財源です。期限 内に必ず納付するようご協力ください。

### ❖保険料の納め方

保険料は、7月~翌2月に8回に分け て納付をお願いしています。納期限を過 ぎると延滞金が加算され、滞納処分を受 ける場合もあります。

### ◇□座振替による納付

□座振替依頼書を納入通知書に同封し て送付します。口座振替を希望する方は、 預貯金通帳・通帳の届出印・納入通知書 をお持ちのうえ、口座のある金融機関・ 郵便局で手続きをしてください。

### ◇特別徴収による納付

次の①~③の全てに該当する方は、年 金からの納付となります(特別徴収)。 ①世帯主が国保の加入者である

②国保の加入者全員が65歳以上75歳未 満である

③世帯主が受給する年金の年額が18万 円以上で、国民健康保険料と介護保険料 の合算額が年金額の2分の1を超えない

該当する方には、納入通知書でお知ら せします。該当しない方は、今までどお り納付書や口座振替での納付となります

※今年度中に世帯主の方が75歳到達に より後期高齢者医療制度へ移行する場合 は、普通徴収での納付となります。

### ◇特別徴収から口座振替への変更

特別徴収該当の方も口座振替による納 付を選択できます。詳細は、送付する納入 通知書に同封のお知らせをご覧ください。

### **❖納付が困難な場合はご相談を!**

分割納付などの納付相談を行っていま す。お気軽にご相談ください。

### ❖非自発的失業者の方は保険料の軽減手 続きを

対次の①~③の全てに該当する方 ①平成21年3月31日以降に失業した方 ②離職日時点で65歳未満の方 ③ハローワーク発行の「雇用保険受給資 格者証」の離職理由が次の番号の方

11, 12, 21, 22, 31, 32, 23, 33, 34 ※詳細は、お問い合わせください。

### ◆保険年金課Ⅲ

 $(\mathbf{m} 042 - 460 - 9822)$ 

## 国民年金保険料免除などの申請

平成26年度(7月~翌6月分)の国民 年金保険料免除などの申請受付を7月1 日火より開始します。

国民年金保険料の納付が困難な場合は 保険料の免除制度があります。免除制度 には、保険料(月額)の全額(1万5,250 円) が免除される [全額免除] と、保険料 の一部を納付することにより、残りの保 険料の納付が免除となる[一部納付]があ ります。一部納付には、「4分の1納付」 (保険料3,810円)、「半額納付」(保険料 7,630円)、「4分の3納付」(保険料1万 1,440円)の3種類があります。被保険 者・配偶者および世帯主の前年の所得 (25年中所得)が一定の基準額以下の場 合に、申請により承認されます。希望す る方は免除制度をご利用ください。

免除が承認された期間は、老齢・障害・ 遺族基礎年金の受給資格期間に含まれ、 老齢基礎年金の計算の際は、保険料を全 額納付した場合に比べて、全額免除期間 は[2分の1]、4分の1納付期間は[8 分の5」、半額納付期間は「8分の6」、 4分の3納付期間は「8分の7」として計 算されます(一部納付分の保険料を納付 しないときは、免除が無効になり未納扱 いとなります)。

30歳未満の方で、本人・配偶者の前 年の所得が一定の基準額以下の場合、「若 年者納付猶予制度」を利用できます。こ れは老齢・障害・遺族基礎年金の受給資 格期間には含まれますが、老齢基礎年金 額の計算には含まれません。

免除・納付猶予された期間については、 10年以内であれば、古い期間から順に

保険料を納めることもできます(免除を 受けた年度から起算して3年度を経過し た保険料を追納するときは、当時の保険 料額に経過期間に応じた金額が加算され ます)。

※申請は原則として毎年度必要です。

□申請場所 保険年金課(田無庁舎2階)、 市民課(保谷庁舎1階)

◆保険年金課Ⅲ

 $(\mathbf{m} 042 - 460 - 9825)$ 

# 出産育児一時金・葬祭費の支給

西東京市国民健康保険に加入し、出産 育児一時金・葬祭費の申請手続きを行っ ていない方は、手続きをしてください。 時効は2年間です。

### ❖出産育児一時金

国民健康保険に加入している方が出産 したときに支給されます。

出産育児一時金には、医療機関へ支払 われる直接支払制度や受取代理制度があ ります。これらの制度を利用される場合は、 出産前に医療機関と契約を交わすことで、 出産後の申請は原則必要ありません。

ただし、直接支払制度を利用して出産 費用が一時金を下回る方・直接支払制度 などを利用しない方は、申請の必要があ ります。

□必要なもの ①保険証 ②印鑑 帯主名義の口座が確認できるもの ④直 接支払制度合意文書 ⑤出産費用明細書

国民健康保険に加入している方が死亡 し葬祭を行ったとき、喪主の方に支給さ れます。

□必要なもの ①会葬礼状または葬儀の 領収書など、喪主であることの確認がで きるもの ②保険証 ③印鑑 ④喪主名 義の口座が確認できるもの

□申請場所 保険年金課(田無庁舎2階)・ 市民課(保谷庁舎1階)

◆保険年金課Ⅲ

 $(\mathbf{m}042 - 460 - 9821)$ 

# 「国民健康保険高齢受給者証」または「後期高齢者医療被保険者証」をお持ちの方へ

### 国民健康保険高齢受給者証

国民健康保険高齢受給者証の一部負担 金の割合は、毎年8月1日に当該年度の 住民税の収入金額および課税所得金額と 世帯の状況により見直し(定期判定)を行 います。

新しい高齢受給者証は、7月中旬に簡 易書留郵便で送付します。

### ❖負担割合の判定基準

### □2割負担の方(昭和19年4月1日以前 生まれの方は特例措置により1割負担)

①同一世帯の70~75歳未満の国保被保 険者のうち、住民税課税所得(課税標準 額)が145万円以上の方がいない世帯 ②住民税課税所得(課税標準額)が145万 ※該当すると思われる方には、6月下旬 円以上の方がいる世帯で、国保被保険者に申請書を送付していますので、必ず申・円未満 の収入の合計が次の金額に満たない世 請してください。 帯 ※基準収入額適用申請が必要です。 (1)世帯に70~75歳未満の国保被保険者 が1人…収入が383万円未満

(2)世帯に70~75歳未満の国保被保険者が 2人以上…収入の合計が520万円未満 (3)世帯に70~75歳未満の国保被保険者 が1人で、被保険者本人の収入が383万 円以上であっても、世帯に後期高齢者医 療制度への移行により国保を抜けた方 (旧国保被保険者)がいる…旧国保被保険

者を含めた収入が520万円未満

# □3割負担の方(現役並み所得者)

下記の①・②ともに該当する場合 ①同一世帯の70~75歳未満の国保被保 険者のうち、住民税課税所得(課税標準 額)が145万円以上の方がいる世帯 ②70~75歳未満の国保被保険者が1人の 場合は収入が383万円以上、2人以上の 場合は収入の合計が520万円以上の世帯

### **❖**「基準収入額適用申請書」提出のお願い

定期判定により3割負担と判定された 方で、収入金額が基準額未満の方は、基 準収入額適用申請により2割負担(昭和 19年4月1日以前生まれの方は特例措置 により1割負担)となります。

## ◆保険年金課Ⅲ

 $(\bigcirc 042 - 460 - 9821)$ 



### 後期高齢者医療被保険者証

後期高齢者医療被保険者証の一部負担 金の割合は、毎年8月1日に当該年度の 住民税の収入金額および課税所得金額と 世帯の状況により見直し(定期判定)を行 います。

## ❖負担割合の判定基準

### □1割負担の方

①住民税課税所得(課税標準額)が145万 円未満の被保険者

②住民税課税所得(課税標準額)が145万 円以上の方で、被保険者の収入の合計が 次の金額に満たない方 ※基準収入額適 用申請が必要です。

(1)世帯に被保険者が1人…収入が383万

計が520万円未満

(3)被保険者と同じ世帯に70~74歳の後期 高齢者医療制度以外の保険に加入してい □新しい被保険者証 る方がいる…その方と被保険者の収入の 合計が520万円未満

### □3割負担の方(現役並み所得者)

円以上で、世帯に被保険者の方が1人の ikiiki.net で情報提供を行っています。 場合は収入が383万円以上、被保険者が ◆保険年金課 Ⅲ 2人以上の場合は収入の合計が520万円

以上の場合

※被保険者とは後期高齢者医療被保険者 証を持っている方です。

# ❖「基準収入額適用申請書」提出のお願い

定期判定により3割負担と判定された 方で、収入金額が基準額未満の方は、基 準収入額適用申請により1割負担となり ます。

※該当すると思われる方には、6月下旬 に申請書を送付していますので、必ず申 請してください。

### ◆・後期高齢者医療被保険者証を更新します

8月1日から有効の後期高齢者医療被 保険者証を、被保険者1人ずつに7月中 旬に簡易書留郵便で送付します。

配達日に不在のときは、再配達となり ます。郵便局での保管期間経過後は、保 (2)世帯に被保険者が2人以上…収入の合 険年金課後期高齢者医療係(田無庁舎2 階)のみでの受け取りになりますので、 本人確認できるものをご持参ください。

オレンジ色、有効期間…8月1日~平 成28年7月31日

※後期高齢者医療制度について、東京い 住民税課税所得(課税標準額)が145万 きいきネット₩http://www.tokyo-

 $(\mathbf{m}042 - 460 - 9823)$